

許可申請および届出を要しない立木の伐採一覧

本表のほか、特定認定森林所有者が特定認定に係る森林機能増進計画に従って森林保健施設を整備するために行う立木の伐採については、法第34条第1項本文、第34条の2第1項及び第34条の3第1項の規定は適用されない【森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第8条第1項】。また、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第9条に定める要件を満たすとして知事が認定した計画に基づいて伐採する場合には、特例として許可があったものとみなすこととされている（事後の届出は必要）ほか、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）第11条第2項において、認定設備整備者が認定設備整備計画に従って保安林において再生可能エネルギー発電設備等を整備するため法第34条第1項の許可を受けなければならない行為を行う場合には、許可があったものとみなすこととされている。

森林法・森林法施行規則		主な関係法令等	
条項	条文	法令・条項	条文概要
法第34条 第1項第1号	法令又はこれに基づく処分により伐採の義務のある者がその履行として伐採する場合	森林病虫害等防除法 第3条 第5条	農林水産大臣は、森林病虫害等が異常にまん延して森林資源に重大な損害を与えるおそれがあると認めるときは、森林病虫害等が付着している樹木の伐倒等の命令をすることができる。 都道府県知事は、森林病虫害等を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、第3条第1項各号に掲げる命令をすることができる。
		道路法 第44条第4項	道路管理者は、前項に規定する損害又は危険を防止するため特に必要があると認められる場合には、当該土地、竹木又は工作物の管理者に対して、同項に規定する施設を設け、その他その損害又は危険を防止するため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
法第34条 第1項第4号	第39条の4第1項の規定により地域森林計画に定められている森林施業の方法及び時期に関する事項に従って立木の伐採をする場合	森林法第39条の4 第1項第2号 （特定保安林）	要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の森林施業の方法及び時期に関する事項
法第34条 第1項第5号	森林所有者等が第49条第1項の許可を受けて伐採する場合	森林法第49条 第1項 （立入調査等）	森林所有者等は、森林施業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、市町村の長の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。
法第34条 第1項第6号	第188条第3項の規定に基づいて伐採する場合	森林法第188条 第3項 （立入調査等）	農林水産大臣、都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入って、標識を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。
法第34条 第1項第8号	除伐する場合		
規則第60条 第1項第1号	国又は都道府県が保安施設事業、砂防法第1条の砂防工事又は地すべり等防止法による地すべり防止工事若しくはほた山崩壊防止工事を実施するため立木を伐採する場合		

森林法・森林法施行規則		主な関係法令等	
条 項	条 文	法令・条項	条 文 概 要
規則第 60 条 第 1 項第 2 号	法令又はこれに基づく処分により測量、実地調査又は施設の保守の支障となる立木を伐採する場合	森林法第 50 条 第 6 項 (使用権設定)	第 1 項の認可を受けた者は、同項の搬出又は設備に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。
		測量法第 16、17、 39 条	基本測量、公共測量の障害となる植物等を伐除することができる。
		漁業法第 122 条	漁業に関する測量、実地調査等のために必要があるときは、知事の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる木竹を伐採し、その他障害物を除去することができる。
		鉱業法第 101 条 第 1 項	鉱業に関する測量又は実地調査のため必要があるときは、鉱業権の設定を受けようとする者等は、経済産業大臣の許可を受けて、他人の土地に立ち入り、又は支障となる竹木を伐採することができる。
		国土調査法 第 26 条 第 28 条	国土調査を実施する者は、当該国土調査に従事する者に、障害となる植物又は垣、さくその他これらに類するものを伐除させることができる。 国土調査を実施する者は、当該国土調査が行われる土地にある土じょう、砂れき、水又は草木を試験材料として採取収集することができる。
		電気通信事業法 第 136 条	認定電気通信事業者は、植物が線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合等やむを得ないときは、総務大臣の許可を受け（緊急の場合は事後の届出）て、その植物を伐採し、又は移植することができる。
		電気事業法 第 61 条	電気事業の用に供する電線路に障害を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがある場合等やむを得ないときは、経済産業大臣の許可を受け（緊急の場合は事後の届出）て、その植物を伐採し、又は移植することができる。
		ガス事業法 第 44 条第 1 項	一般ガス事業者等は、その一般ガス事業等の用に供する導管の設置又は保守を行うため必要があるときは、障害となる植物を伐採し、又は移植することができる。
		自然公園法 第 62 条第 1 項	環境大臣等は、実地調査のため必要があるときは、それぞれ当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、実地調査等の障害となる木竹等を伐採させ、若しくは除去させることができる。
		自然環境保全法 第 31 条第 1 項	環境大臣等は、実地調査のため必要があるときは、それぞれその職員に、他人の土地に立ち入り、実地調査の障害となる木竹等を伐採させ、若しくは除去させることができる。
熊本県立自然公園 条例 第 52 条第 1 項	知事は、実地調査のため必要があるときは、当該職員をして、他人の土地に立ち入らせ、実地調査の障害となる木竹等を伐採させ、若しくは除去させることができる。		
規則第 60 条 第 1 項第 3 号	倒木又は枯死木を伐採する場合		
規則第 60 条 第 1 項第 4 号	こうぞ、みつまたその他農林水産大臣が定めるかん木を伐採する場合		